

市税条例の一部を改正

○改正の趣旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、川越市税条例の一部を改正するものです。

○改正の内容

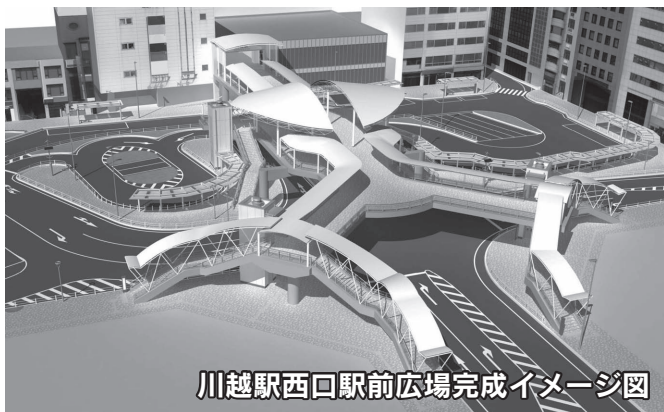
平成26年度から平成35年度までの特例措置として、各年度分の個人市民税の均等割の税率を3500円にするものです。

○施行期日

公布の日とするものです。

川越駅西口駅前広場シェルター設置工事請負契約

- 工事名**：川越駅西口駅前広場改修工事に伴うシェルター設置工事
- 工事場所**：川越市脇田本町地内
- 工事内容**：①地上部シェルター設置工 一式
②デッキ部シェルター設置工 一式
- 契約の方法**：一般競争入札
- 契約の金額**：2億8644万円
- 契約の相手方**：川越市大字鯨井1705番地2
初雁興業株式会社
- 工期**：本契約締結の日から平成26年3月14日まで



川越駅西口駅前広場完成イメージ図



市長提出議案

38件の市長提出議案を審議しました。
結果は4ページの議決結果一覧表をご覧ください。

低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例を制定

○制定の趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する事務に係る手数料を徴収するため、条例を制定するものです。

○制定の内容

手数料を徴収する事務及びその額について規定するものです。

○施行期日

公布の日とするものです。

新型インフルエンザ等対策本部条例を制定

○制定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、川越市新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるため、川越市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものです。

○制定の内容

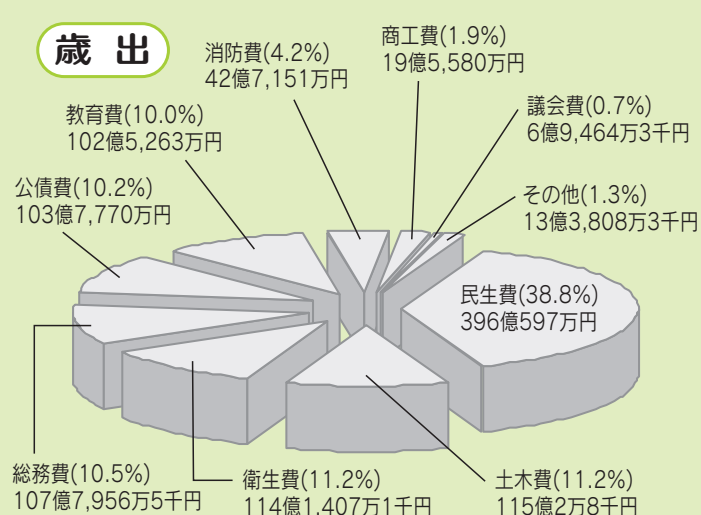
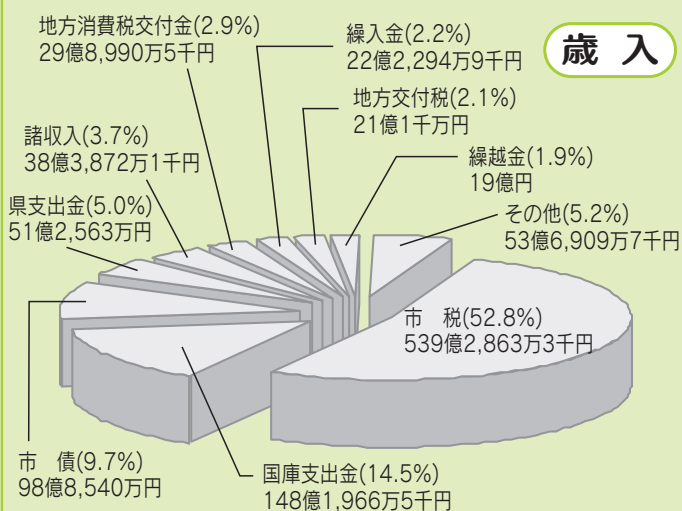
川越市新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議及び部について定めるものです。

○施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とするものです。

平成25年度一般会計当初予算

平成25年度一般会計当初予算は、昨年度の当初予算に比べて1.6%増の1千21億9千万円と決定しました。歳入歳出内訳は以下のとおりです。



【一般会計の主な事業】

- 東日本大震災避難者支援
- 自治基本条例の検討
- 第四次総合計画の策定
- 本庁舎耐震化事業
- 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)運営計画の検討
- コミュニティサイクル事業
- デマンド型交通システム実証実験
- 仮称大東市民センター建設工事
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成
- シニア銭湯デイ26
- シヨートステイ事業
- CSP(被虐待児の保護者向けペアレントトレーニングプログラム)研修事業
- ノロウイルス直営検査
- 新斎場整備推進
- (仮称)中小企業振興基本条例の制定検討
- (仮称)小江戸川越ものづくりブランド認定事業
- 空き店舗対策事業
- まちなか再生支援事業
- (仮称)地域まちづくり推進条例の制定
- 中央通り地区整備の推進
- 新河岸駅周辺地区整備の推進
- 川越駅西口駅前広場改修工事
- オールマイティーチャージャー配置事業
- ネットパトロール事業
- 「時の鐘」耐震診断

市政報告

市内循環バス「川越シャトル」の見直し方針について

1 見直し方針 市内循環バス「川越シャトル」は、次の事項を踏まえて見直すものとする。

- (1)運行目標 利便性や効率性の向上を図り、引き続き利用者の増加に努める。
- (2)路線の設定 駅を中心とした概ね運行距離10km、運行時間30分程度を基本とし、できるだけ路線バスとの重複や競合を避けるものとする。また、「川越シャトル」の走行空間は、道路幅員6m以上の道路を基本とする。
- (3)運行ダイヤ 土日ダイヤを導入するとともに、利用特性に応じた時間帯でのサービス提供に努める。
- (4)運行体制 「川越シャトル」を運行する事業者を現行の2社から3社とする。
- (5)料金体系 料金体系は、引き続き距離制とし、当面この体系を維持していく。
- (6)運行経費の削減 「川越シャトル」に運用されているバスの車両数を現行の14台から2台程度削減する。
- (7)新たな交通手段の確保 特定の施設への送迎利用が顕著な路線は、送迎バス機能を強化し「川越シャトル」以外でのサービス提供に努め、「川越シャトル」がなくなる地域においては、デマンド交通など地域主体の運営による新たな交通サービスの可能性を検討していく。
- (8)未利用・低利用路線の対応 利用頻度が極めて低い路線や区間については、廃止する。
- (9)見直し後の対応 新たな路線は、6か月程度の試行期間を設け、必要に応じて修正を検討する。

2 路線案 現行19路線のうち、一部の変更を含めて引き続き存続するのは12路線、送迎バスへの移管が3路線、デマンド交通の検討が2路線、廃止が2路線となる。

3 今後のスケジュール (案) 見直しの内容に関する市民への周知や許認可等の申請手続きを行い、10月1日から見直し後の路線で運行開始となるよう準備を進めたい。